

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般社団法人 東京都カヌー協会]

[記載日：2026年4月7日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・2025年に一般社団法人として登記し、法人に適用される法令及び定款を遵守している。 ・役員・事務局において関係法令を確認し、適正な団体運営を行っている。 ・定款・各種規程を協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp) にて公開している。 	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—
一般社団法人として登記済みのため、本項目は該当しない。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・大会・イベント・講習会等の実施に際し、施設利用に係る規則及び所管地方公共団体の安全管理に関する条例等を遵守している。 ・個人情報保護法を遵守し、個人情報保護方針を協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp/privacy-policy/) にて公開・運用している。 	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・会長（大野 正次）、副会長2名（本田 宗洋・松本 常良）、理事長（長原 洋一）、理事11名、監事（田中 秀和）のもと、各競技種目（スプリント・スラローム・ポロ・パラカヌー・SUP等）の専門委員会を設置し、組織的な運営体制を整備している。 ・定期的に理事会を開催し、役員から構成員に対して決算・事業報告等を行っている。 ・2026年3月に定時総会を開催し、事業報告及び決算の承認を実施した。 ・組織図・役員名簿を協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp/association/) にて公開している。 	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
「東京都内におけるカヌー競技の普及・発展、選手育成、競技会運営及び安全啓発の推進」を	

<p>設立目的・基本方針として策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp/association/) にて公表している。 	
<p>原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</p>	
<p>(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。</p>	A
<ul style="list-style-type: none"> ・役職員に対してコンプライアンス教育を継続的に実施し、研修会の定期開催を計画・推進している。 ・2025年8月にコンプライアンス資料を整備し、役職員への周知・啓発を行った。 ・ハラスメント防止規程を現在整備中であり、完成次第ホームページにて公開予定。 	
<p>(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。</p>	A
<ul style="list-style-type: none"> ・日本カヌー連盟の行動規範に準じた「東京都カヌー協会行動規範」の研修を指導者・競技者向けに年1回実施している。 ・倫理規程を現在整備中であり、完成次第ホームページにて公開・周知予定。 ・2026年度も同研修を継続実施する予定である。 	
<p>原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</p>	
<p>(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。</p>	A
<ul style="list-style-type: none"> ・定款に会計基準を明記し、会計ソフトを用いて適切に記帳を行っている。 ・外部公認会計士による任意監査を受け、財務の透明性を確保している。 ・2026年度事業計画書（変更版）及び予算書を協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp/association/) にて公開している。 	
<p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。</p>	A
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人東京都スポーツ協会の分担金を受けており、実施要項・事務の手引き等に従い、適正に会計処理を行っている。 	
<p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。</p>	A
<ul style="list-style-type: none"> ・定款及び団体規約に基づき監事による監査を実施するとともに、定時総会において前年度の会計書類の承認を受けている。 ・2025年度決算書を協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp/association/) にて公開している。 	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>	A
<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人として、事業報告書及び決算報告書を定時総会において公開・承認している。 ・2026年度事業計画書（変更版）・予算書及び2025年度決算書を協会ホームページ 	

(https://tokyo-canoe.or.jp/association/)にて公開している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・協会ホームページ (https://tokyo-canoe.or.jp/association/)にて、個人情報保護方針・組織図・役員名簿・事業計画書・決算書・本セルフチェックシートを公開し、組織運営の透明性を確保している。 ・定款・倫理規程・ハラスメント防止規程は現在整備中であり、完成次第ホームページにて公開予定。 	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか(ある場合は下欄に記述)	
原則4について コンプライアンス委員会を設置すべきである。	B
<ul style="list-style-type: none"> ・役員を構成員とするコンプライアンス委員会の設置を検討中であり、2026年度内の設置を目指している。 ・競技会規則、倫理規程及び定款に基づき、利益相反を適切に管理している。 	
原則8について 通報制度を構築すべきである。	B
<ul style="list-style-type: none"> ・2025年8月に整備したコンプライアンス資料に通報窓口情報を記載しており、2026年度中の制度整備を目指している。 	
原則13について 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	B
<ul style="list-style-type: none"> ・本協会が主催する各大会において、加盟団体が主管として競技運営を担っている。 ・加盟団体との連携を深め、コンプライアンス強化に向けた取組みを推進していく。 ・今後、加盟団体への具体的な支援策を整備していく予定である。 	